

相談に関する協定

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と静岡県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、甲の市域に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合（以下「災害時」という。）における行政書士による支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲及び乙は、災害時において、乙が、被災者に対して行う行政書士業務に関する支援について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、行政書士業務に係る被災者法律相談の必要性が生じたときは、乙に対して行政書士の支援を要請するものとする。

2 乙は、甲から支援要請を受けた場合は、速やかに行政書士を派遣するものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 前条の規定による甲の要請により、派遣された行政書士が行う業務は、次に掲げるものとする。

（1）行政書士法（昭和26年法律第4号）に定める業務

（2）前号に掲げるもののほか、甲が必要があると認める業務

（要請手続等）

第4条 第2条に規定する甲の要請は、災害時支援協力要請書（別記様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書を提出するいとまがないときは電話等の通信手段又は口頭により要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

（災害時の体制整備等）

第5条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、第2条の規定による甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め、行政書士業務に支障を来さないよう、平時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、第1項の体制の確保について、乙のみで対応できないときは、甲、乙協議の上、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

（費用負担）

第6条 第3条に規定する行政書士業務で必要となる人件費及び物件費その他全ての経費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第7条 第2条の規定による甲の要請に基づく行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

（損害の補償）

第8条 甲の要請に基づく行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙から異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定を延長されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自1通を保管する。

平成27年4月21日

甲 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 田辺 信宏

乙 静岡市葵区駿府町2番113号
静岡県行政書士会
会 長 岸本 敏和

相談に関する協定

災害時における被災者支援のための司法書士業務に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と静岡県司法書士会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、甲が、同法第23条の2の規定に基づき静岡市地域防災計画の定めるところにより静岡市災害対策本部を設置した場合（以下「災害時」という。）における司法書士業務の遂行に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲及び乙は、災害時において、乙が、被災者に対して行う司法書士業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、司法書士業務にかかる被災者法律相談の必要性が生じたときは、乙に対して司法書士業務の遂行の協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から支援要請を受けた場合は、速やかに相談担当司法書士（以下「相談員」という。）の派遣計画を策定し甲に報告する。

3 乙は、前項に規定する派遣計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

（司法書士業務の範囲）

第3条 前条の規定による甲の要請により、相談員が行う司法書士業務は、次に掲げる業務とする。

（1）相続に関する相談

（2）不動産登記及び商業・法人登記に関する相談

（3）不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談

（4）成年後見制度に関する相談

（5）その他司法書士法（昭和25年法律第197号）に定める業務に関する相談

（要請の手続等）

第4条 第2条に規定する甲の要請は、災害時支援協力要請書（別記様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに要請書を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

（災害時の体制整備等）

第5条 乙は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、第2条の規定による甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め、司法書士業務に支障を来さないよう、平時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、第1項の体制の確保について、乙のみで対応できないときは、甲、乙協議の上、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

（費用負担）

第6条 第3条に規定する司法書士業務で必要となる人件費及び物件費その他全ての経費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第7条 第2条の規定による甲の要請に基づく司法書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

（損害の補償）

第8条 第3条に規定する司法書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙から異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定を延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自1通ずつを所持する。

平成27年4月21日

(甲) 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 田辺 信宏

(乙) 静岡市駿河区稲川1丁目1番1号
静岡県司法書士会
会 長 西川 浩之

相談に関する協定

災害時相談業務等に関する静岡市と静岡県弁護士会との協定書

静岡市（以下「甲」という。）と静岡県弁護士会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、甲が、同法第23条の2の規定に基づき静岡市地域防災計画の定めるところにより静岡市災害対策本部を設置した場合（以下「災害時」という。）において、乙が実施する被災者法律相談、被災者への支援情報等の提供その他の被災者支援活動（以下「被災者支援活動」という。）の事前準備及び取扱い等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲及び乙は、災害時において、乙が、被災者支援活動を円滑、迅速かつ効果的に実施するため、本協定を定める。

（被災者支援活動従事者の派遣）

第2条 乙は、甲から被災者支援活動の要請を受けた場合、速やかに乙及び他弁護士会所属弁護士の中から被災者支援活動の担当者を選出し、実施する。

（実施期間）

第3条 被災者支援活動の実施期間は、甲乙協議して定める。

（被災者支援活動実施の連絡及び広報）

第4条 乙が被災者支援活動の実施を決定した場合、乙は、甲に対し、その開催場所及び開催日時を速やかに連絡するとともに、甲は、可能な限りで、その広報に協力する。

（被災者支援活動担当者の業務）

第5条 被災者支援活動の担当者は、乙が定める災害マニュアル等に基づき、被災者支援活動を実施する。

2 乙は、甲に対し、被災により発生する法的問題についての解決支援に資する目的のため、前項の被災者支援活動の実施状況を定期的に報告する。

（事前協議）

第6条 甲及び乙は、災害時において実施する被災者支援活動に関し、平時において、必要に応じて、継続的に協議を行う。

（事前準備の確認）

第7条 甲及び乙は、甲乙の協議により、被災者支援のための次に掲げる取組が実現していること及び当該取組を継続していくことを、相互に確認する。

- （1）被災者に対する支援情報その他の有益情報をまとめた災害時Q&A集（静岡県弁護士会ニュース）の静岡市版（以下「災害時Q&A集」という。）が完成していること。
- （2）災害時Q&A集が、甲及び乙のウェブサイトに掲載されていること。
- （3）災害時Q&A集が、甲の地区支部（静岡市災害対策本部区本部運営要綱（平成16年4月1日施行）第6条に規定する地区支部をいう。）に平時から常備され、避難所開設時に速やかに避難所等に掲示される体制を構築していること。
- （4）甲において弁護士派遣要請書を常備し、発災後速やかに乙が弁護士を派遣する体制を構築していること。
- （5）甲及び乙が定期的に弁護士派遣要請等の訓練を実施していること。
- （6）その他被災者支援活動に関すること。

（災害時Q&A集の活用）

第8条 甲及び乙は、被災者に対し災害時に必要な情報を効果的に提供するため、災害時Q&A集の活用並びに市民及び甲の職員への周知について、相互に協力する。

2 乙は、災害時Q&A集を改訂した場合には、速やかに甲に通知し、及び交付するものとし、甲は適宜改訂版

に差し替えるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定は、平成29年3月29日から効力を有する。

2 本協定の有効期間は、協定の効力発生の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を延長するものとし、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して解決するものとする。

(旧協定の廃止)

第11条 平成25年3月25日付け甲乙間で締結した「災害時相談業務等に関する静岡市と静岡県弁護士会との協定書」は廃止する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月29日

甲 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 田辺 信宏

乙 静岡市葵区追手町10番80号
静岡県弁護士会
会 長 洞江 秀